

第1節 繰越・翌債Q&A

1. 繰越計算書の送付期限

Q 1 : 繰越しについて、財務大臣又は財務局長等の承認を経るためには、繰越計算書を何日までに送付すればよいか。

A : 繰越計算書の財務大臣等への送付期限は、原則として、当該年度の3月31日限りである（予決令第24条）。

(1) 繰越計算書の財務大臣等への送付時期については、予決令第24条に規定されているが、この送付時期には、次の2つの場合がある。

その一つはその年度の3月31日までであり、他の一つはその年度の出納整理期間満了の日までである。

① 繰越しの対象となる事業等がその年度末までに完成しない場合の繰越計算書は、予決令第24条第1項本文の規定によって、その年度の3月31日までに財務大臣等に送付することになる。

※ 事業等がその年度末までに完成しないことが明らかなため、その繰越しの手続は、その年度末までに行うこととしている。

② 次に、繰越しの対象となる事業等がその年度末までに完成し、その事業等に必要な経費の支出もその年度の出納整理期間中に完了する見込みであったところ、何らかの事由により当該期間中に支出を終えることができなくなつた場合の繰越計算書は、予決令第24条第1項ただし書の規定により、その年度の出納整理期間の満了の日（翌年度の4月30日。5月31日までに支出ができる経費については5月31日）までに、財務大臣等に送付する。

※ この場合には、事業等が年度内に完成しており、それに必要な経費は4月1日以降の出納整理期間中に支出することができる前提となつてのことから、①の場合より、その支出のできる期間だけ送付期限が延長されている。

(2) なお、これらの期限はいずれも最終の提出期限であり、年度途中であっても事務事業が年度内に完了を期し難く、支出も年度内に終わらないと判明した時点で、予定金額でもって繰越手続を行うことができる。

特に、翌年度首早々に支出を必要とする経費については、その時期に円滑に支出ができるように提出時期を考慮して、適期に送付する必要がある。

Q 2：年度当初の早い段階で工事等が年度内に完成しないことが判明した場合、直ちに繰越しの手続をする必要があるか。

A：(1) 繰越計算書の財務大臣等への送付期限は、予決令第24条に当該年度の3月31日まで（又は出納整理期間満了の日まで）と規定しているが、送付の始期についての規定はない。

したがって、年度途中であっても事務事業が年度内に完了を期し難く、支出も年度内に終わらないと判明した時点で、予定金額でもって繰越手続を行うことができる。

(2) このような場合には、次の2つの手続のいずれかをとることとなる。

① 年度内に完成は無理であるが、翌年度のできるだけ早い時期に完成をする必要があるため、年度内に契約（契約済みの場合は、変更契約）をしようとする場合

⇒ 翌年度にわたる債務の負担（契約）をすることについて、財政法第43条の3の規定により契約（契約済の場合は、変更契約）に先だって財務大臣等に承認を求める手続（翌債承認申請）をとることになる。

② 年度内には契約もできない場合

⇒ 繰越し（一般的には明許繰越し）について財務大臣等に承認を求める手續をとることになる。

Q 3：補助事業に係る地方公共団体の負担する経費について、地方公共団体が繰越手続をとらない場合、国は、補助金の繰越手続を行えるか。

A： 国の繰越手続は、地方公共団体の繰越手続の有無に関係なく行いうる。

ただし、補助事業の執行が国の予算の執行と表裏一体の関係にあることから、地方公共団体においても翌年度に確実に事業が行えるよう繰越し等の財源確保が必要である。

(1) 国が、予算を繰り越す場合、明許繰越しにあっては、あらかじめ国会の議決を経た経費で繰越しとなる要因が繰越明許費要求書に掲げている事由に該当すること、事故繰越しにあっては、支出負担行為後の避け難い事故によること、その他継続費の年割額の遞次繰越し、特別会計に関する法律の特別規定による繰越しにあっては、それぞれの規定による繰越しの要件を具備することが定められているが、いずれの繰越しにおいても補助事業に係る地方公共団体の負担する経費の繰越手続の有無はその要件に含まれていない。

したがって、地方公共団体の繰越手続の有無にかかわらず、国は、補助金の

繰越手続をとることとなる。

(2) しかしながら、地方公共団体における国庫補助事業の執行は、国の予算の執行と表裏一体の関係にあり、国が補助金の繰越しをしても、それを財源の一部とする地方公共団体の補助事業に係る予算全体の繰越手続が認められないとなると、補助事業の円滑な執行に支障が生じ、補助目的も達成されないことにもなるので、地方公共団体においても確実に繰越し等が行われる必要があることは当然のことである。

Q 4：3月上旬までは、事業が年度内に完了し、支出も終わるという見通しであったため繰越手続をとらなかつたが、年度末近くになって、やむを得ない事由により事業が年度内に完了しないこととなつた。

このように、繰越手続のための事務処理日数がないというような場合はどうすればよいか。

A： 繰越計算書の財務大臣等への提出期限は、予決令第24条第1項本文に3月31日（本事例の場合は、同令第24条第1項ただし書には該当しない。）と定められているので、速やかに事務処理をする必要がある。

しかしながら、物理的に3月31日までに繰越計算書を財務大臣等に提出することが不可能な場合が全くないとはいきれない。

このような場合には、必ず口頭又は電話等により、その事情について財務大臣等に連絡し、その指示を受けることが必要である。

なお、特に年度末においては、常に事務、事業の進捗状況等を正確に把握し、少なくとも事務処理の怠慢により繰越計算書の提出時期を失すことなど（例えば未竣工工事）がないように十分注意しなければならない。

2. 契約後の繰越し等の手続

Q 5：年度内完成の工期として工事を発注したが、施工途中で契約時に予期しなかつた事態が生じ、工法の変更を余儀なくされた。その結果、契約金額の大幅な増額と工期の延長が同時に必要となり、年度内完成が不可能となった。

そこで、繰越し等の手続を経た後に契約の変更（契約金額の増額と工期の延長）をしたいが、当該繰越し等の手續はどうすればよいか。

※ 本経費は、繰越明許費に該当している。

A：歳出予算は、原則として年度内に支出負担行為（契約等）を行い、その年度内に支出を終わらなければならない性格のものであるが、繰越明許費である歳出予算については、年度内に支出を終わらなかつた場合は翌年度に繰り越して使用することができ、また、その支出の原因となる債務負担の際に、年度内に支出を終わらないことが明らかである場合には翌年度にわたって支出すべき債務の負担（翌債）をすることが可能のこととされている。

したがって、年度内に事業が完了する予定で契約したものが契約後の何らかの事情により契約金額の増額と工期延長の必要が生じ、翌年度に事業が完了することとなる変更契約（工期のみの延長の場合も同様）を行う必要が生じた場合に、その事由が繰越明許費要求書に掲げてある事由に該当すれば、翌債について財務大臣等の承認を経たうえで変更契約を行うこととなる。

3. 繰越しされた歳出予算と出納整理期間の関係

Q 6：甲年度から乙年度に明許繰越しされた歳出予算の経費に係る事業が、乙年度中に完成し、年度内に検査確認を了したが、支払が丙年度の4月となつた。この場合の当該支払は、乙年度の出納整理期間の支出とするのか、又は、丙年度の4月に繰り越してから支出するのか。

A：乙年度中に検査確認を了しているので、乙年度の支出として乙年度の出納整理期間中に支払をする。

支出官において毎会計年度に属する経費を精算して支出できるのは、翌年度の4月30日限りとされている（予決令第4条）。

※ 乙年度の出納整理期間である丙年度の4月中に支出できる経費は、契約等に基づき支払義務が当該年度（乙年度）の3月31日までに発生し確認されていることが要件とされている。

したがって、支出負担行為が年度内になされ、しかも、相手方の反対給付等があり、その確認を了している場合には、出納整理期間（翌年度の4月中）に精算をして支出することができることとされている。

※ 予決令第2条に歳出の年度所属区分が定められており、通常の繰越しをする経費は同条第1項第5号に該当するようなものと考えられる。

これによると、「工事製造費、物件の購入代価、運賃の類及び補助費の類で相手方の行為の完了があった後交付するものは、その支払をなすべき日の属する年度」とされているため、本件の事例は、丙年度に繰り越して丙年度の支出とすることなく、乙年度の支出として整理しなければならないこととなる。

4. 繰越明許費要求書に掲げている事由

Q 7：建設工事途中に請負業者が倒産して工事が中断したため、年度内の事業完成が不可能となり、年度内の支出完了が期し難くなつた。

これは、予算参考書の繰越明許費要求書に掲げられた例示（計画又は設計に関する諸条件、気象又は用地の関係、補償処理の困難、資材の入手難）には該当しないと考えられるが、「他のやむを得ない事由」として明許繰越しの承認を得られるか。

A：請負業者の倒産に起因し、当初予定していた工事計画の内容を変更せざるを得ず、工事が年度内に完了できなくなった場合には、「計画に関する諸条件」に該当すると考えられる（設計の内容に変更を余儀なくされた場合は「設計に関する諸条件」に該当すると考えられる。）。

ただし、計画（設計）の内容そのものに変更がない場合等、繰越明許費要求書に掲げている事由に該当しない場合には、倒産という事情のみを「他のやむを得ない事由」として明許繰越しすることはできない。

※ 繰越明許費要求書の事由は、その経費が年度内に支出を終わらない性質を有するものであることを示すとともに、その経費についてどのような事態が生じた場合に実際に繰越しを行うかを掲記している。

繰越明許費要求書においては、そのいかなる事態かの事例として、「計画又は設計に関する諸条件」、「気象又は用地の関係」、「補償処理の困難」、「資材の入手難」等の場合であることを特定している。

しかし、これらの例示だけでは網羅することができない事態もあるため、「その他のやむを得ない事由」を掲げているものである。

この「その他のやむを得ない事由」とは、具体的例示以外の事由の全てをさすものではなく、例示に類似した範囲の事由でなければならない。

よって、倒産という事情のみでは、これらの例示に類似したもの範囲には含まれないと考えられる。

Q 8：直轄事業の請負業者が工期の途中で倒産し、工事が中止した。工事出来高確認、工事請負契約解除通知、再発注のための設計積算等の諸手続には約2～3ヶ月を要するため、年度内の事業完成が不可能となった。
この場合、明許繰越し又は事故繰越しは可能か。

A：(1) 請負業者の倒産に起因し、当初予定していた工事計画の内容を変更せざるを得ず、工事の完了が遅れることとなった場合には、「計画に関する諸条件」(設計の内容に変更を余儀なくされた場合は「設計に関する諸条件」)に該当すると考えられるため、明許繰越しは可能と考えられる（翌債も可能）。

(2) 一方、計画（設計）の内容そのものに変更がない場合等、繰越明許費要求書に掲げている事由に該当しない場合には、倒産という事情のみを理由として明許繰越しすることはできないが、契約相手方の倒産という事情による工事の中止等については、「ものごとの正常な運行を妨げるような出来事」として「事故」に該当すると考えられる。

これが避け難いものであるか否かは、入札資格の審査等の適否にも留意して判断する必要があるが、その入札資格審査等において、適切に審査されたものであれば、その後の経済情勢等により倒産したことは「避け難い事故」に該当することとなり、事故繰越しをすることができるものと考える。

(3) なお、当初の債務負担の継続性についての問題が生ずることとなるが、直轄事業と補助事業とでは、その取扱いが若干異なると思われる。

本設問の直轄事業の場合、倒産による債務不履行について当初の債務負担行為が継続するか否かは、履行保証契約の内容によって異なることとなる。

履行保証制度の内容は、金銭的保証と役務的保証があり、発注者が金銭的保証を選択した場合には、金銭によってその保証を受けることとなるため、

債務不履行により契約を解除することとなるので、当初の債務負担行為は継続しないこととなる。しかし、役務的保証を選択した場合には、保証人が選定した代替履行業者が残工事を完成させることとなる場合もあるので、この場合は当初の債務負担行為は継続することとなる。

Q 9：工事の施行中に当該工事に関する訴訟が提起され事業を中断せざるを得ず、その結果、工事の年度内完成が難しくなった。

このように訴訟によって事業が中断した場合の明許繰越しの事由は、「計画に関する諸条件」と「その他のやむを得ない事由」のいずれに該当するのか。

A： 当該訴訟によって事業が遅延しているものであれば、「計画に関する諸条件」に該当すると考えられる。

一方、「その他のやむを得ない事由」については、繰越明許費要求書に掲げられた各事由に類似した事由をいうものであって、これらの事由以外のどのような事由でもよいというものではなく、繰越明許費要求書に掲げられた具体的な事由に直接該当しないものにあっては、それらの個々の事由に類似するものであるかどうかについて慎重に検討しなければならない。

Q 10：工事の施行中に当該工事に関する訴訟が提起され、当該訴訟が長期化することにより、次年度においても予算の執行ができないと予想される場合であっても、繰越しをすることはできるか。

A： 明許繰越しによって翌年度に繰り越される歳出予算は、当該翌年度の歳出予算としてその年度中に使用し終わることが必要であり、あらかじめ翌年度において執行が見込まれない場合には、明許繰越しの事由に該当するものであっても、繰越しすることはできない。

Q11：ある直轄事業について、年度内に工事を完了するようスケジュールをたて入札をしたが、予定価格と応札価格との開差が大きく、落札しないばかりか、随意契約への移行も困難であった。

そこで、その要因を分析し、予定価格の再計算を行い再度の入札を行うこととしたが、時期がすでに遅く、たとえ再度入札を経て直ちに着工したとしても、工期から見て年度内の完成が不可能な状況となつた。

このように、入札が不調に終わったことが「計画に関する諸条件」に該当するとして、翌債承認は可能か。

A：入札は、契約するための手続行為であり、これ自体が繰越しの要件である経費の性質、すなわち、経費の使用の対象である事業が備えている特殊な事情には含まれないと考える。

ただし、入札の不調に起因し、工期の計画が遅れた場合や、仕様又は設計に何らかの変更を加えなければならず、その変更に相当の日数を要するために繰り越さざるを得ない場合等は、「計画に関する諸条件」、「設計に関する諸条件」等の事由で繰り越すこと（翌債）は可能であると考えられる。

Q12：繰越明許費要求書に掲げている明許繰越事由のうち、「気象の関係」とはどのような気象の条件をいうのか。

A：工事の施工期間を計画するに当たっては、通常の気象条件の下で年度内に工事が完了すべく予定されるべきであり、「気象の関係」とは例年ない異常な気象の条件を意味している。

例えば、通常の年度においても12月以降には積雪のため工事の施工が不可能な地区で工事を行う場合には、このことを考慮して、12月以前に工事を完了するように計画される必要がある。

しかし、11月末迄に工事を完成する予定のところ、11月初旬から例年ない積雪のため工事期間を確保することができなかつた場合や、仮に当初工期が12月以降となっていてもその降雪が例年以上の積雪量、積雪期間であったような場合に年度内に工事が完成せず、したがつて、支出も年度内に完了することができなかつたような場合には、「気象の関係」によるものとして明許繰越しをすることができることとなる。

なお、この場合に工事の施工が、「気象の関係」以外の事由によって12月以降となり、その結果、通常の積雪のために工事が年度内に完成せず、支出が年度内に完了しなかつたような場合には、「気象の関係」を事由として明許繰越しをする

ことはできない。

※ この場合は、当該「気象の関係」以外の事由が繰越明許費要求書に掲げられている事由に該当していれば、当該事由により明許繰越しをすることができる。

Q13：繰越明許費要求書に掲げている明許繰越し事由のうち、「資材の入手難」とあるが、労働者の確保が困難な場合は、この判断基準に含まれると解してよいか。

A： 「客観的事実」に基づいて労働者不足の説明が可能であれば、「資材の入手難」の繰越し事由で処理してよいと考える。

※ 労働者の確保が困難とされるのは、一般的には大型プロジェクト事業、大災害、高度な技術を要する技術開発やシステム開発事業といった特殊事例等が考えられる。

5. 繰越計算書、翌債承認要求書における事項の立て方

Q14：繰越しの対象となる経費の「事項」とは何か。

A： 財政法第43条は「事項ごとに、その事由及び金額を明らかにして」と規定しており、繰越しの申請及び承認の単位となる。

※ 「事項」の立て方については、法令上具体的な規定はないが、基本的には、一つの契約（補助金等にあっては交付決定）を対象として、これに関連して支出される経費までを含んだ事柄（事務又は事業）であると考えられる。

また、当該繰越しが必要となる経費の内容を特定できるような表現とする必要があるとともに、一つの契約、工事箇所、補助金の交付決定ごと等を単位とするなど、明確にする必要がある。

なお、繰越しの単位となるため、繰越しをした経費の「事項」を越えた予算の執行は、原則としてできない。

（公共事業については、130ページ以降を参照。）

(参考) 平成27年2月19日付事務連絡第340号

別添2 「繰越計算書（翌債承認要求書）の記載方法等について」

1. 事項のたて方

繰越し又は翌債をしようとする経費について、一つの契約、工事箇所、補助金の交付決定ごと(関連して支出される経費も含む)等を単位とするなど、原則としてできるだけ狭義なものとし、繰越し又は翌債をしようとする経費に係る事務又は事業が分かるよう、場所・事業内容等を取り入れた具体的な名称とする。

なお、繰越計算書及び翌債承認要求書の「事項」欄の記載に当たっては、本来は箇所ごとに記載すべきところ、以下の単位にまとめることができる(事故繰越は除く。)。

直轄事業：目の細分別、事務所別（河川毎・路線毎等）のうち未完成箇所を積み上げた単位

災害復旧事業（注）については「平成〇年発生〇〇川に係る直轄〇〇災害復旧事業」とし、年災及び河川等別に記載する。

補助事業：目の細分別、施行主体（地方公共団体等）別のうち未完成箇所を積み上げた単位

災害復旧事業（注）については「〇〇県〇〇市に対する平成〇年発生災害に係る河川等災害復旧事業費補助」とし、年災及び施行主体（地方公共団体等）別に記載する。

直轄事業	補助事業
〇〇駐屯地隊舎新設工事	〇〇小学校校舎新築事業費補助
〇〇法務局〇〇出張所新築工事	〇〇市〇〇ごみ処理施設建築事業費補助
平成〇年発生〇〇川に係る直轄〇〇災害復旧事業 (××ほか××箇所分)	〇〇漁港防波堤修築事業費補助
一級河川〇〇川河川改修工事 (××地先ほか××箇所分)	〇〇県〇〇市に対する平成〇年発生災害に係る河川等災害復旧事業費補助 (××ほか××箇所分)
	〇〇市都市公園建設事業補助 (××公園ほか××箇所分)
	〇〇センター整備建築事業補助 (国債H〇〇歳出化分 (H〇〇-H〇〇))

Q15：「繰越計算書」などに記載する「事項」はどのように立てればよいか。

A：「事項」の立て方については、予算の目的、内容等を勘案し、繰越制度の目的から判断して処理することが必要である。

(1) 財政法第43条は「事項ごとに、その事由及び金額を明らかにして」と規定しているが、その「事項」の立て方については、法令上具体的な規定はない。

財政法上の「事項」についての解釈は、繰越明許費要求書のように広く解される場合もあるが、具体的な繰越事案の発生によって作成される繰越計算書等の「事項」は、繰越制度の趣旨から原則としてできるだけ狭義なものとして運用されることが望ましい。

- (2) 「事項」は、支出負担行為済みであることが繰越しの前提条件となっている事故繰越しの場合及び支出負担行為済みの明許繰越しの場合は、繰越し又は翌債をしようとする経費に係る事務又は事業の計画内容が具体的に定まっているので、その定まっている計画内容を、契約、補助金等の交付決定等を単位とするなどにより具体的に立てることが望ましい。

一方、支出負担行為未済の明許繰越し等の場合は、「事項」をどの程度具体的に立てるかという問題が生じる場合があるが、これは結局、繰越ししようとする経費に係る事務又は事業の計画がどの程度具体的に定まっているかということにかかるてくるものである。このような場合における「事項」の立て方は、大きく括ったもの又は予定的なものとならざるを得ない場合もある。なお、この繰越しの場合は、繰り越された年度においてその繰越経費が不用になる可能性も多分にあるので、繰越しの要否について慎重に検討する必要がある。

しかし、翌年度にわたる債務負担の場合には、これから翌債をとろうとする経費の内容等は具体的に明らかであるので、当該具体的な内容等でもって事項を立てるべきである。

- (3) 事項とは、一つの契約（補助金等にあっては交付決定）を対象として、これと関連して支出される経費までを含んだ事柄（事務又は事業等）ともいえる。例えば、○○庁舎を新築する場合において、その主体工事とそれに関連する電気工事等があるが、契約は、各工事別にされるのが通常の例であり、この場合、各契約別に事項をとらえることなく、これらを適宜一括して「○○庁舎新築工事」といったような事項とすることもできる。しかし、契約の相手方が工事ごとに異なっている場合で各工事別の契約額が相当多額である場合や、繰越しを必要とする工事が限定的である場合にあっては、各工事別の契約単位を事項として整理することが望ましい。

また、例えば、ある河川の改修工事を行う場合に、歳出予算ではその事項として「河川整備事業に必要な経費」等と表示されているが、この内容としては、築堤工事とか水利工事とか又は排水工事等種々の内容を包含しており、かつ、この工事等は、地域的にまた部分的（工区別年次別など）に行われる場合があり、その工事等において繰越しとなる工事があった場合においては、その繰越しの事項として「○○川改修工事」のみでは繰越しの内容が判然としない場合もあるので、このような場合においては「○○川△△地区築堤工事」といったような事項として整理することとなる。

しかし、繰越し等をする件数や金額が相當にのぼるような場合、例えば財政執行の繰り延べ措置が行われるような場合には、そのすべてについて個々に繰

越計算書等を作成することは事務的に極めて煩雑となることもある。このような場合には個々の細かい内訳事項については予算の目的、経費の内容等を勘案し、繰越制度の目的を逸脱しない限度において類型的に適宜とりまとめ、「箇所別調書及び理由書」を作成するなどの方法も実務的には工夫されている(平成22年1月15日付事務連絡第22号 別添2「繰越計算書(翌債承認要求書)の記載方法等について」1. 事項のたて方 参照)。

Q16：地域再生基盤強化交付金を繰り越す場合、事項はどのように記載するのか。

A：繰越しの方法としては、交付決定単位である地域再生計画ごとに「事項」を立てることとなる。

なお、繰越事由については、個々の箇所ごとに必要になるため、事業概要等を「箇所別調書及び理由書」に取りまとめる。

(参考)

本交付金は、地域再生計画に基づき、地域の経済基盤の強化や生活環境の整備などのために活用されるもので、道、汚水処理施設及び港の3種類がある。また、この交付金には、次のような特徴がある。

① 交付金の年度間の融通ができる。

交付金の年度間の融通とは、最終的な交付金の充当率が、事業期間全体で施設ごとに適切であれば、単年度ごとの充当率は関係なく、弾力的な事業実施が可能となることである。具体的には、1年目において事業費が1億円、充当率50%（国費として5,000万円交付）の事業が、その後何らかの事由により事業の進捗が遅れ、結果として7,500万円の事業費であった場合であっても、国費5,000万円を交付することができる（従来の補助事業であれば国費としては3,750万円交付することとなる。当然、次年度以降において事業費に対する交付金事業費に対する交付金の充当率は調整されることとなり最終的な国費の充当率は50%となる。）。

② 交付金の事業間の融通ができる。

交付金の事業間の融通とは、地域再生計画に定めた各事業間において、一定の範囲内であれば他の類似する事業へ交付金を融通できることである。具体的には、道交付金の対象事業である町道整備事業の進捗に遅れが生じ、他方、林道整備事業が予定より進んでいる場合、町道整備事業のために交付された国費を林道整備事業に充当できることである。

6. 事故繰越しの要件

Q17：財政法第42条ただし書（事故繰越し）にいう「年度内に支出負担行為をなし」とは、どのように解釈すればよいか。

A：(1) 財政法第42条ただし書にいう「支出負担行為」は、財政法第34条の2その他にいう支出負担行為のように予算に基づくもののみに限定されたものではなく、その他法律、条約又はこれに基づく協定等により国が債務を負担した場合には、支出負担行為担当官においてなんらの行為を行わなくても、その条約又はこれに基づく協定等の発効の時をもって財政法第42条ただし書の「支出負担行為」がなされたものと解される。

したがって、このような場合には、未だ会計法の手続による支出負担行為の整理を行っていない歳出予算の経費についても、財政法第42条ただし書にいう「支出負担行為をなし」という事故繰越しの前提要件を満たしていることになる。

(2) また、財政法第42条ただし書にいう「年度内に支出負担行為をなし」とは、繰越年度以前において支出負担行為をなしたものと解されており、必ずしも繰越年度での債務負担行為である必要はない。

ただし、事故繰越しの要件である「避け難い事故」は、繰越年度に発生したものである必要があることはいうまでもない。

Q18：陸橋架設工事施工中に落橋したため、年度内に工事が完成できなくなった場合、これを事故繰越しできるか。

※ 落橋の原因については、調査委員会の調査の結果、原因不明で設計施工上の重大な過失はないと推定する旨の結論がでている。

A：事故繰越しの事由に該当するものと解する。

事故発生の原因は不明であっても、現在の技術的見地から設計施工上過失がないとすれば、「避け難い事故」と判断される。

7. 明許繰越しと事故繰越しの両方の要件を具備している場合の繰越し

Q19：明許繰越しの要件も、事故繰越しの要件も満たしている場合に、いずれの方法で繰り越しを行うことが妥当か。

A：明許繰越し及び事故繰越しのいずれの要件も満たしている場合には、いずれの繰越しもできる。

ただし、このような場合には、まず明許繰越しによっているのが一般的である。

※ 従来の繰越しの例からみると、翌年度へ明許繰越しされた経費がその翌年度において支出が完了せず、更に翌々年度へ事故繰越しされた例も見受けられるため、明許繰越しと事故繰越しの両方の要件を満たしている場合には、まず明許繰越しによって、翌年度へ繰り越される場合が多いものと思われる。

8. 明許繰越しを行った経費の再繰越し(事故繰越し)

Q20：ある補助事業に係る経費を乙年度に繰り越した。

乙年度において銳意努力した結果、年度内に補助事業が完了できる見通しとなつたため直ちに交付決定を行ったが、補助事業者が用地の移転登記について権利者と最終交渉をしようとしていた矢先、当該権利者が死亡し、交渉が振り出しに戻り、年度内に事業が完了できなくなった。

このような場合、この経費を丙年度へ事故繰越しすることができるか。

A：乙年度への繰越しが明許繰越しであれば、この事例の場合は事故繰越しの要件を満たしているので、丙年度へ事故繰越しをすることができる。

甲年度から乙年度へ事故繰越しされた経費は、乙年度から丙年度へ更に事故繰越しすることは認められないが、乙年度へ明許繰越しにより繰り越されてきた経費は、予算の性質としては単に乙年度の歳出予算にとどまり、財政法第42条ただし書の要件を満たしていれば、事故繰越しを行うことができる。

なお、このように明許繰越しをした経費について更に事故繰越しができるのは、それぞれ適用規定（財政法第14条の3と第42条ただし書）が異なることから可能となるものである。

Q21：甲年度から乙年度に明許繰越しをした経費について、再度明許繰越し時の事由で丙年度へ事故繰越しをすることは可能か。

A : 明許繰越しをした時の事由をもって事故繰越しはできない。

事故繰越しの要件たる「避け難い事故」は当該繰越年度に発生したものであることが必要であるので、その前年度に発生した事由である明許繰越し時の事由で事故繰越しをすることはできない。

Q22：甲年度から乙年度に繰り越した経費について、丙年度へ事故繰越しをする場合、丙年度にまたがった債務負担を行うことは可能か。

A : 国は丙年度にまたがる債務負担はできない。

翌債は、繰越明許費の金額についてその承認のあった金額の範囲内で翌年度にわたって支出すべき債務を負担することができる制度であり、事故繰越しの場合には適用されない。

よって、本件の場合、所管大臣が繰越しを行った丙年度の4月1日以降に、丙年度に実施する経費について改めて契約（変更契約）をする必要がある。

なお、甲又は乙年度に支出負担行為済（交付決定済）の補助事業において、事故繰越しの承認後に、補助事業者（例えば地方自治体）が地方自治法令等に沿って相手方と丙年度にまたがった契約をすることは差し支えないものと考えられる。

※ これは、年度をまたがった債務負担行為ができないということであり、丙年度へ繰り越した歳出予算で契約し直すことにより、実質的に工期を延長することは可能である。

9. 事故繰越しを行った経費の再繰越し

Q23: 甲年度から乙年度に事故繰越しをした経費について、乙年度から丙年度に再度、事故繰越しをすることができるか。

A : 事故繰越しをした経費の再度の事故繰越しはできない。

我が国の予算は、憲法や財政法により、「単年度主義の原則」及び「会計年度独立の原則」を基本としている。

財政法第42条ただし書の規定は、避け難い事故のために支出が終わらない場合に、翌年度までに限り、例外的に繰り越しを認めているものであり、更に翌々年度へ繰り越して使用することは認めておらず、事故繰越ししができるのは1回限りと解されている。

(注) なお、再繰越し問題に関連して行われた繰越しの例がある。

安全保障諸費と連合国財産補償費の繰越しについてであるが、これらの経費は、米軍の要請によって、あるいは連合国とか連合国人の請求を待って執行しなければならないといった性質をもった経費で、昭和27年度の繰越明許費として国会の議決を経て昭和28年度へ明許繰越しをしたものである。ところが、昭和28年度中のそれらの経費の執行状況から更に昭和29年度へも繰り越さなければそれらの経費を支出し終わらないおそれが生じ、しかもその繰越しとなる要因が事故繰越しの要件を具備していないものであったため、特に法律をもって繰り越すことができることとされた。「財政法第42条の特例に関する法律」(昭和29年3月31日法律第31号)がこれである。

この法律によると「昭和27年度一般会計予算における安全保障諸費及び連合国財産補償費の経費の金額で、財政法第14条の3第1項の規定に基づき昭和28年度に繰り越されたもののうち、当該年度内に支出を終わらなかつたものは、同法第42条但書の規定によるものの外、昭和29年度に繰り越して使用することができる。」こととされ、昭和28年度への明許繰越しをした安全保障諸費と連合国財産補償費は、この法律によって昭和29年度へ繰り越された。

なお、この法律においても「同法第42条但書の規定によるものの外」と表現し、明許繰越しをした経費を、更に事故繰越しすることができることを前提としている。

また、この法律により昭和29年度へ繰り越された安全保障諸費は、昭和29年度内においても避け難い事故のため支出し終わらなかつたので昭和30年度へ事故繰越しとして繰り越された。

Q 24：事業が完成するまでの複数年度にわたる事故繰越しはできないのか。

A：我が国の予算は、憲法や財政法により、国会における予算の議決は毎会計年度行うべしという単年度主義の原則、また、一會計年度の歳出予算の経費の金額はその年度内に使用し終わるべきものという会計年度独立の原則を基本としている。

しかしながら、すべてを原則どおりに処理することは不経済、非効率となり実情に沿わない場合もあることから、若干の例外措置として、繰越制度が認められているものである。

このような制度の下では、事業が完成するまでの複数年度にわたる繰越しを認めるることは、その趣旨に反することとなり、適切ではない。

Q 25：事故繰越しを複数回行うことのできない旨の規定はあるか。

A：財政法第42条但し書きの規定は、「翌年度に繰り越して使用すること」を認めているのであって、翌々年度に繰り越して使用することまでは認めておらず、事故繰越しができるのは一回限りと解されている。

◎ 財政法（抄）

第42条 繰越明許費の金額を除く外、毎会計年度の歳出予算の経費の金額は、これを翌年度において使用することができない。但し、歳出予算の経費の金額のうち、年度内に支出負担行為をなし避け難い事故のため年度内に支出を終らなかつたもの（当該支出負担行為に係る工事その他の事業の遂行上の必要に基きこれに関連して支出を要する経費の金額を含む。）は、これを翌年度に繰り越して使用することができる。

第43条の2 継続費の毎会計年度の年割額に係る歳出予算の経費の金額のうち、その年度内に支出を終らなかつたものは、第42条の規定にかかわらず、継続費に係る事業の完成年度まで、遅次繰り越して使用することができる。

◎ 特別会計に関する法律（抄）

第48条 国債整理基金特別会計において、毎会計年度の歳出予算における支出残額は、翌年度以降において繰り越して使用することができる。

10. 前年度からの繰越分と本年度分の予算とを併せて施行した場合の繰越し

Q 26 : ○○事業において甲年度から乙年度へ全額明許繰越しを行い、乙年度において本年度分も合わせて契約を行い工事を進めてきたが、台風襲来により、年度内に事業が完了できなくなった。

このような場合、甲年度分は事故繰越し、乙年度分は明許繰越しとして処理してよいか。

A : 前年度からの繰越事業分と本年度事業分とが明確に区分されている契約で、かつ、事項区分が可能な契約であれば、前年度事業分は事故繰越し、本年度事業分は明許繰越しとすることも可能であると考えられる。

ただし、一般的にはそのような契約は行われていないものと考えられるので、そのような場合には、全額事故繰越しとして承認を求める事となる。

11. 国庫債務負担行為の歳出化額の繰越し手続

Q 27 : 国庫債務負担行為に基づく歳出化分（初年度）について、年度内に契約が不可能となった場合、当該経費が繰越明許費要求書に掲げる事由に該当すれば、当該歳出化予算額を繰り越すことは可能か。

A : (1) 国庫債務負担行為の歳出化予算については、形式的には、一般的な歳出予算として債務負担権限が付与されているものであるが、実質的には単に国庫債務負担行為に基づき当該年度に支出することとなる金額を示すものであり、国庫債務負担行為と切り離して歳出化分の歳出予算に基づき新規に債務負担権限が付与されているものではないとするのが通説である。

(2) しかしながら、国庫債務負担行為に基づく債務負担が行われない場合には、当該歳出化分の歳出予算は債務負担と支出の両機能を有しているので、当初、国庫債務負担行為によって達成することを予定していた事業の趣旨、目的に反しない限りにおいて債務負担をすることは、必ずしも違法ではない。

(3) また、国庫債務負担行為の歳出化分の歳出予算については、同様の趣旨から当該年度に債務負担をすることが出来なかった場合、国庫債務負担行為の趣旨、目的に反しない限りにおいて、当該予算を債務負担未済のまま明許繰越しをすることができる場合もあり得ると考える。

Q28：国庫債務負担行為に基づき、甲年度において、甲年度以降3か年度（甲年度、乙年度、丙年度）にわたって、国庫の負担となる契約をしたところ、乙年度に計上した歳出予算（甲年度に行った国庫債務負担行為に基づく歳出化予算）の金額が乙年度内に支出を完了せず、繰越しをせざるを得なくなった。

この乙年度に計上された歳出予算の金額は、繰越明許費となっているが、明許繰越し又は事故繰越しのいずれの方法によることとなるのか。

A : この経費が繰越明許費となっている場合で明許繰越しの要件を満たしているときは明許繰越しをすることができ、また、明許繰越しの要件は満たしていないが、事故繰越しの要件を充たしているときは、事故繰越しをすることができる。

- (1) 国庫債務負担行為の歳出化額については、形式的には歳出予算として、支出権能のみならず、債務負担権能も有しているが、実質的には国庫債務負担行為に基づく債務を履行するための当該年度における支出の権能のみを有するものと言える。
- (2) 一方、事故繰越しを行うための要件は、財政法第42条ただし書に「年度内に支出負担行為をなし避け難い事故のため」と規定されており、国庫債務負担行為の歳出化額は、その支出段階である翌年度に（擬制的な）支出負担行為が行われているため、形式上はこの要件（年度内に支出負担行為をなし）に該当しないようにみえるが、この規定の趣旨は、当該年度において国の支払い義務が発生したものについて避け難い事故のため国の支払いができなくなった場合、その歳出予算を翌年度に繰り越すことが適当であるという趣旨であると考えられる。したがって条文上は「繰越年度中に支出負担行為を行った」ものに限られるかのようにみえるが、国庫債務負担行為のような繰越年度以前の年度における債務負担であっても、当年度における支払義務を発生させるものである場合は、当然に適用があるものと解される。
- (3) なお、この国庫債務負担行為に係る歳出予算の明許繰越しについて付言すると、これには、①最終年度に係る場合と、②そうでない場合とがある。

前者①については、当該国庫債務負担行為により年限延長の議決を求めるか、あるいは繰越明許費という予算の形式によって議決を求めるかを選択すべき場合においては、原則として国庫債務負担行為の年限延長の議決方式によることが望ましいものと思われる。しかし、実務上は国庫債務負担行為の年限延長の議決を求めることが予算編成等の実態から難しく、繰越明許費の方式によらざるを得ない場合もあることが考えられる。

また、後者②の場合については、一般の歳出予算についての明許繰越しの場合と特に異なることはない(ただし、翌債は不可能)。したがって、国庫債務負担行為に係る歳出予算の経費の金額について、明許繰越し又は事故繰越しのいずれの要件にも該当する場合には、まず明許繰越しによって処理するのが一般的である。

Q29：国庫債務負担行為に基づき、甲年度において3カ年度（甲年度、乙年度、丙年度）にわたった工事の発注を行った。その後、丙年度において、やむを得ない事由が生じ、年度内に工事が完成しない見込みとなった。

丙年度の予算が繰越明許費である場合、やむを得ない事由が繰越明許費の要件を具備していれば、翌債の承認を得ることは可能か。

A： 国庫債務負担行為に基づき契約した工事の最終年度においては、当該最終年度の歳出予算分についての翌債の承認は不可能である。

国庫債務負担行為の歳出化予算については、形式的には、国庫債務負担行為とその歳出化分の歳出予算のそれぞれに基づいて債務負担権限が付与されているものであるが、実質的には、歳出化分として歳出予算に計上された金額は、単に当該年度に支出する金額を示すものであり、国庫債務負担行為を切り離して、歳出化分の歳出予算に基づき新規に債務負担権限が付与されているものではない。そのため、国庫債務負担行為に基づき前年度以前において債務負担行為済のものについて、再度歳出化分の歳出予算に基づいて債務負担をすることはあり得ないことから、翌債は不可能と解される。

Q30：国庫債務負担行為（例えば3年）において初年度の年割額が次年度へ事故繰越しとなった場合、次年度以降の年割額が事故繰越しの事由もなくその支出を次年度以降に繰り越さざるを得なくなる場合がある。

この場合、初年度の事故繰越しの事由をもって次年度以降の事故繰越しを認めることができるのか。

A： (1) 本件は、初年度の年割額に見合う事業が次年度に事故繰越ししたことにより、次年度の年割額に見合う事業の開始が遅れ、年度内に支出が終わらないというケースと考えられるため、初年度の事由による事故繰越しはできない。

(2) 一般的には、国庫債務負担行為に基づいて支出をなすべき当年度の年割額が年度内に支出を終わらなかった場合に事故繰越しの要件を満たしていれば、事故繰越しとして翌年度に繰り越すことができる。しかし、事故繰越しの要件となる「避け難い事故」は、当該繰越しを行う年度に発生した事故である必要があるので、次年度の年割について「当該年度にさしたる事由がない場合は、これを事故繰越しすることはできないと解するのが適切である。

(3) なお、初年度の年割額が次年度に事故繰越しされたことに伴い、次年度の年割額についても年度内に支出が終わらないことが早い時期に判明しているときは、予算上は

① 次年度の年割額をその年度の歳出予算に計上しない（支出年限の範囲内

で当該年割額の支出が可能な年度の歳出予算に移して計上する。)。

- ② さらに、当該国庫債務負担行為に基づく支出が3か年度内に終わらないことが判明している場合は、当該国庫債務負担行為の支出年限を延長する等の措置をとることが必要となる。

12. 継続費の年割額の遅次繰越しを行った経費の再繰越し

Q31：大型護衛艦の建造について5カ年度の継続費でもって毎年逐次契約を締結し、建造を進めてきたが、その間、継続費の年割額の計上年度内に当該年割額の全部又は一部について支出を完了しないときは、その年割額を遅次繰り越してきた。しかし、やむを得ない事情により、年割額の最終年度においても建造が完了せず、年割額のすべての支出を終わることが不可能となった。このような場合当該支出を終わらなかった年割額をその最終年度の翌年度に繰り越すことができるか。また、この場合明許繰越しとすべきか事故繰越しとすべきか。

A：(1) 継続費の年割額については、その性質から財政法第43条の2の規定でその事業の完成を予定している最終年度まで順次繰り越し使用すること（遅次繰越し）が認められている。

(2) さらに、遅次繰越しをした経費が当該継続費の最終年度においても支出が終わらなかった場合、年限を延長するとともに年割額を変更して国会の議決を得ることが考えられるが、年度内に支出が終わるかどうかは年度末まで判明しないことも多く、また、時間的に問題もあるので、国会の議決を得ることが難しいのが通例である。

したがって、当該経費が繰越明許費であり、明許繰越しの要件を具備していれば明許繰越しとし、財政法42条ただし書の要件を満たしていれば事故繰越しとすることとなる。

(3) これは、継続費の年割額の遅次繰越しと明許繰越し及び事故繰越しはそれぞれ適用条文を異にしていることから可能になるものである。

(注) 特定多目的ダム建設工事特別会計の継続費（項）天竜川美和ダム建設事業費の年割額は、一般会計所属事業当時のものを含めて、昭和31年度から33年度までの3カ年度（つまり継続費の年割額の最終年度は、昭和33年度）と定められていたが、昭和33年度において避け難い事故のため、その事業が完成しなかったので、支出を終わらなかった額は昭和34年度へ事故繰越しされている（昭和34年度特定多目的ダム建設工事特別会計継続費決算報告書参照）。また、総理府所管の（項）昭和46年度甲型警備艦建造費において昭和49年度から50年度へ、また、防衛省所管の（項）平成21年度甲型警備艦建造費において平成25年度から平成26年度へ事故繰越しれている。

13. 予備費使用又は移流用により増額した経費の繰越し

Q32：繰越し明許費である（項）〇〇費に予備費使用が認められた。この予備費使用経費が繰越し明許費の事由に該当した場合には、明許繰越しとして、事故繰越しの要件に該当する場合には事故繰越しとして処理してよいか。
また、弾力条項を適用し、又は移流用により経費を増額（立目による増額を含む。）した場合においても同様の取扱いをしてよいか。

A：それぞれの繰越しの要件を満たしていれば、明許繰越し及び事故繰越しのいずれによることもできる。

しかし、予備費使用等による経費については、その使用等に至る事情から努めて年度内に支出を完了するように努力すべきで、真にやむを得ない場合にのみ繰越しを行うべきである。

また、移流用又は特別会計の弾力条項の適用により増額された経費についても、その趣旨は同様である。

※ 本件は、甲年度において財政法第35条の規定によって予備費の使用を決定した経費について、その執行の過程において事業等が年度内に完成せず、したがって、その経費の支出が年度内に終わらなかった場合にその支出残額を乙年度に繰り越して使用することができるかである。

予備費は、予見し難い予算の不足があった場合に使用されるものであり、その予備費をもって実施される事業等は、その年度内に執行されることが基本である。

しかしながら、予備費を使用した当時においてその事業等がその年度内に完成する見込みであったところ、何らかの避け難い事故などのためその事業等が完成せず、これに伴って、その年度内に支出が終わらない場合もある。この場合において支出を終わることができなかつた事由が事故繰越しの要件を満たしているならば事故繰越しとして翌年度に繰り越して使用することが理論上可能であると考えられている。

また、予備費を使用した経費が国会の議決を経た繰越し明許費の経費と同一の経費であるとき又は予備費を使用した経費に歳出予算の追加をあわせてこれを繰越し明許費とする予算補正が行われたときは、その予備費を使用した経費は、繰越し明許費と同様に取り扱うこととなっているので、支出が終わらなかつた事由が明許繰越しの要件を満たしていれば明許繰越しを行うこともできることとなる。

予備費を使用した経費については、前述のようにその繰越しの要件を満たしている場合には繰越しを行うことができ、また、実際に繰越しをした例はあるが、予備費の性質上努めて年度内に支出を完了するようにし、真にやむを得な

い場合にのみ繰越しを行うこととして、それ以外は繰越しを避けなければならない。

また、移用又は流用により経費を増額（立目による増額を含む。）した場合や特別会計の弾力条項を適用して経費の増額をした場合において、これらの経費の金額が年度内に支出を終わらなかった場合も、前述の予備費使用の例と同様である。

なお、この場合において明許繰越しをすることができるのは、当該増加経費（立目して流用した場合は、その目の属する「項」の経費全体）が繰越明許費として国会の議決を経ている場合でなければならないことはいうまでもない。

（参考）予備費使用にかかる経費の繰越について

昭和30年4月15日蔵計第821号
大蔵省主計局長から各財務局（部）長あて

- 1 予備費使用にかかる経費が繰越明許費と同一名称の経費であるときは、当該予備費使用にかかる経費は、繰越明許費と同様の取扱をすることができる。
- 2 予備費使用にかかる経費で避け難い事故のため、年度内に支出することができない場合は、これを事故繰越として翌年度に繰り越して使用することができる。
- 3 予備費使用にかかる経費の繰越については、上記のとおり繰越が可能であり、実際にやむを得ない事情のため繰り越した事例があるが、予備費の性質上つとめて年度内に支出を完了するよう特段の御指導をわづらわしたい。

14. 繰り越した歳出予算の経費の流用

Q 33：甲年度から乙年度に明許繰越しした経費の一部を乙年度の経費に使用することができないか。

また、繰り越した経費相互間（異なる繰越「事項」間）であればどうか。

A：原則として、甲年度から乙年度へ繰り越した経費は、乙年度の他の経費に使用することはできない。

また、異なる「繰越事項」間の流用は、基本的に繰り越した目的が異なるものであり、原則としてできない。

この問題は、甲年度の歳出予算の経費の金額を明許繰越し又は事故繰越しによって乙年度に繰り越した場合において、その繰越しをした経費の金額に不足が生じた場合又は不用を生じた場合に他の経費をこれに流用し又はこれを他の経費に流用してよいかどうかということである。

※ この場合の流用とは、経費の融通のすべてを意味するものであって、財政法第33条にいう移用又は流用に限らず、例えば、同一目内における経費の融通をも包含している。

この問題については、一般的には次のように考えられている。

歳出予算を繰り越しする場合には、繰越しをする事由があつて繰越しをするのであり、甲年度より乙年度へ繰り越した歳出予算は乙年度において甲年度に予定していた事務事業に使用する目的をもつて繰り越すこととなるのであるから、繰り越した後においては、その目的に反しないように予算の執行をしなければならない。

したがつて、繰り越した歳出予算を他の経費に流用して使用する場合には、その使用が繰り越した目的に従つて行われるかどうかを適切に判断して、いやしくもその目的を逸脱するような予算の執行は避けなければならない。

しかし、逆に甲年度より乙年度に繰り越した経費の金額に不足を生じた場合に、新年度である乙年度の経費からその不足分を充足させるために流用することは、一般的の流用の場合と同様であつて問題はない。

Q34：甲年度から乙年度に繰り越した経費について、その繰越事項内の他の経費に充当する必要が生じたが、可能か。

A：歳出予算の繰越しは、予定していた事務事業の実施のために繰り越すものであり、その繰り越された歳出予算は、その目的に反しない範囲で予算執行する必要がある。

本件が、繰越しをした事項内での融通であり、その繰越しをした目的が同一であれば、やむを得ないものと考える。

Q35：新年度である乙年度の経費が不足したが、甲年度から乙年度へ繰り越した経費に不用額があるため、これを充当することは可能か。

A：歳出予算の繰越しは、予定していた事務事業の実施のために繰り越すものであり、その繰り越された歳出予算は、その目的に反しない範囲で予算執行する必要がある。

本件は、一般的には、繰り越した目的に沿っていないものであり、たとえ同一目内の経費であっても、繰り越した経費を新年度の経費に充当することは認められない。

※ 公共事業において、当該工事全体の事業進捗を図り、効果の早期発現に資するものとして、繰越しに係る箇所別調書等に記載はされていないものの法令等に基づく計画に定めている範囲内のものに経費を充当したような場合には、例外的に経費の充当が認められる場合もあり、個別の判断が必要なものもある。

Q36：甲年度から乙年度へ繰り越した事項が複数事項あり、その事項相互間で融通する必要が生じたが、可能か。

A：歳出予算の繰越しは、予定していた事務事業の実施のために繰り越すものであり、その繰り越された歳出予算は、その目的に反しない範囲で予算執行する必要がある。

本件は、繰り越した複数の事項の間における融通であり、たとえ同一目内の経費であっても、一般的には繰り越した目的が異なるものであると考えられることから、原則として、その流用はできない。

※ 公共事業において、当該工事全体の事業進捗を図り、効果の早期発現に資するものとして、繰越しに係る箇所別調書等に記載はされていないものの法

令等に基づく計画に定めている範囲内のものに経費を充当したような場合には、例外的に経費の充当が認められる場合もあり、個別の判断が必要なものもある。

Q37：支出負担行為未済の経費を直轄事業費として明許繰越ししたが、繰越し後の経済情勢の変動に起因して、委託で行うことが予算で定められた目的に従った予算の効率的使用となることが明らかな場合に、これを委託費に流用して予算執行することは可能か。

A：歳出予算の繰越しは、予定していた事務事業の実施のために繰り越すものであり、その繰り越された歳出予算は、その目的に反しない範囲で予算執行する必要がある。

本件は、繰越し後の経済情勢の変動に起因して、委託で行うことが予算で定められた目的に従った予算の効率的使用となることが明らかな場合であるので、繰越しの際、（目）直轄事業費で繰り越したことをもって、直轄で事業を行うことは予算の効果的な執行の観点から適当でなく、また、繰り越した予算を不用とし、翌年度予算に（目）委託経費を計上して事業を行うこととした場合はその投資効果の発揮がそれだけ遅れることとなる。

このような場合においては、財政法等に規定する流用手続を経て、直轄事業費から委託費へ流用することは許されるものと考えられる。

※ 昭和48年度の一般会計農林省所管において、前年度から繰り越した（項）農林水産業技術振興施設費（目）不動産購入費の経費の金額を、財政法第33条の規定に基づき（目）施設整備費に流用している。

この繰り越した経費の金額は、不動産を購入し圃場を整備する目的で繰り越したものであるが、繰越し後において当初予定した用地が取得できず他の用地を取得したが当該取得地は整地を必要とするものであったため、当該整地に必要な経費を不動産購入費から流用したものである。

繰り越した経費の目的が圃場の整備にあるわけであるから、その目的に必要な範囲での流用は許されるものと考える。

15. 支出負担行為実施計画未済の繰越し

Q 38：支出負担行為実施計画未済の経費の繰越しはできるか。

A： 繰越しをすることは必ずしも違法ではないが、一般的には、できるだけ避けるようにすることが望ましい。

明許繰越しについては、事故繰越しと異なり支出負担行為未済の経費についても繰り越すことは可能であり（財政法第42条ただし書）、法律的には、支出負担行為実施計画の対象経費について、その承認が行われていなくても繰り越すことは、必ずしも違法ではないが、支出負担行為実施計画は、特定の予算について事項ごとに具体的な使途内容や計画等を定めるものであり、また、繰越しする経費の使途の内容は、事項別に特定されていることが通例である。この点からみて支出負担行為実施計画が未承認なものについて、一般的にはこれを繰り越すことは運用上望ましいものとはされていない。

しかし、支出負担行為実施計画未済の予算に係る繰越しについては、予算の円滑かつ効率的な執行と政策効果の早期発現等の観点から、繰越し事由、翌年度の執行計画が確かにあることを前提に弾力的に対応することとしている。

なお、支出負担行為実施計画未承認の経費については、支出負担行為担当官に対する支出負担行為計画の示達ができないため、各省各庁の長自ら繰越計算書を作成し、財務大臣に提出し承認を求めることがある。

Q 39：直轄事業において、年度開始後、予算の正式示達はないが、事業の年内完了を目途に工事について地元との事前折衝に入ったところ、全体計画の一部についてクレームがつき、当初見込んでいた計画（設計）を大幅に変更しなければならなくなつた。そのうち、予算の正式示達があったが、先の事情により年内に事業の完了が不可能となつた。このような場合の繰越し事由の発生時点はいつか（示達前の事由で繰越し、又は翌債は可能か。）。

また、補助事業の交付決定の遅延の場合はどうか。

A： 繰越し事由の発生時点は、事業の準備段階以後としてもやむを得ない。

予算の示達前の事由が繰越し明許費要求書に掲げる事由に該当していれば、明許繰越しも翌債も可能である。

補助事業については、内示後の事由でもやむを得ないものとして取り扱われている例がある。

(1) 直轄事業の場合、事業の準備に入るには、当該年度に当該事業を実施することが既に明らかにされている場合であり、それによって現地では予算の適期適正な執行を図るため仮に予算の正式示達が遅れていても事前の準備に入るのは通常のケースと考えられる。

その段階で、事業の進捗に支障を及ぼす事態が発生し（又は発見され）、その事由が繰越明許費要求書に掲げる事由に該当する場合は、明許繰越しも翌債も可能である。この場合、年度内に実際に契約するときには翌債の承認を求めることが必要である。

(2) 補助事業については、一般的に内示、交付申請、交付決定、補助事業着手という手続となるが、補助事業者は、通常、内示によって準備にかかり、年度内完成に努める場合が多い。直轄事業の場合と同様、内示後の準備段階に発生した事由（年度開始後の事由）が繰越明許費要求書に掲げる事由に該当する場合には、明許繰越しも翌債も可能であるが、正式の交付決定の際には、その事情を十分念査する必要がある。

なお、内示は、補助事業等を実施しようとする事業主体（補助事業者）に対して、国が予算に基づき当該事業主体に対して補助金を交付することが可能な範囲（限度）をあらかじめ通知する行為に過ぎないので、事故繰越しにおいては、内示後の事由では繰越しは認められず、あくまでも支出負担行為後の事由であること、即ち、交付決定により具体的に支出の原因となる債務を負担した後の事由でなければならない。

16. 「関連経費」の範囲

Q 40：財政法第42条ただし書に規定されている「(当該支出負担行為に係る工事その他の事業の遂行上の必要に基きこれに関連して支出を要する経費の金額を含む。)」とはどのような内容をもった経費か。

A： (1) 財政法第42条ただし書の()内に規定されている経費は、通常「関連経費」といわれている。この関連経費が、事故繰越しの対象とされているのは次の理由による。

事故繰越しは、その要件として年度内に必ず支出負担行為がなされていること及び避け難い事故があったことが必要とされている。例えば請負工事について、その工事が何らかの事由により年度内に完成しなくなった場合において、その工事費自体については請負工事であり支出負担行為はなされているが、この工事の実施に関連して必要である竣工検査に要する経費や労務費は、未だ支出負担行為を行っていないことがありうる。この場合、工事費については、その工事が完成しなかった事由が支出負担行為後の避け難い事由

を満たしていれば、これを事故繰越しとして所要額を翌年度へ繰り越して使用することができるが、竣工検査などに必要な経費は未だ支出負担行為が行われていないので、工事の実施に関連して必要な経費であっても、翌年度に繰り越して使用できないという不都合が生ずることとなる。

このような不都合を回避し、予算の効率的な執行を期して財政法第42条ただし書()書の規定を設け、このような経費についても事故繰越しの対象としたものである。

(2) この関連経費として取り扱われる経費の範囲については、法文上必ずしも明確ではない。したがって、具体的な案件について、法の趣旨に沿って適切に判断することが必要である。

例えば、国が工事を行う場合、その工事を請負で行う場合と、国が直轄で行う場合がある。請負工事の場合の関連経費については、比較的簡単に判断され、例えば当該請負工事の竣工検査に必要な経費は、支出負担行為をしていなくても関連経費となる。しかし、工事を国が直轄で行う場合の関連経費の範囲は、簡単に判断できないことがある。例えば、工事に必要な材料を入手するための材料費については購入契約（購入のための支出負担行為）を行ったが、その工事の実施の過程において、何らかの事由によって、その年度内に工事が竣工しなかった場合に、次年度において、その工事を完成させるために必要な労務費や事務費などを、次年度に繰り越して使用できるかについては、既に購入した材料費と一体となってはじめて工事が完成されるものであり、それらの経費の一部分について、支出負担行為がなされていない場合があっても、他の部分の進行に伴ってはじめて支出負担行為がなされるものについては、繰越しができることとすることが妥当であると考えられる。

したがって、この場合、直轄工事に直接使用する材料等の購入について支出負担行為がなされていれば、この工事を完成させるのに必要な労務費や事務費は、「関連経費」に含まれるものと解釈するのが妥当である。

なお、丙号繰越明許費として掲げられている関連経費の例としては、次のようなものがある。

- (目) 施設施工旅費
- 施設施工手費
- 超過勤務手当
- 日額旅費
- 工事雑費

17. 事業費の繰越しに伴う事務費(関連経費)の繰越し

Q41：繰越しを行う事業費に関する工事諸費等の経費は、必ず繰り越す必要があるか。

A： 事業費に関する工事諸費等の経費は、原則としてしかるべき所要額を算定し繰り越すことが適当である。

(1) 国の予算は、会計年度独立の原則に基づいており、繰越しはその例外である。

予算に予定されている工事諸費等の事務費（以下「関連経費」という。）は、本体事業の遂行に関連して必要となる経費を予定しているものである。

したがって、何らかの事由により事業等が年度内に完了せず、事業費を翌年度へ繰り越す必要が生じた場合には、事業費のみを繰り越し、関連経費を繰り越さなかつたならば事業の遂行に関連して必要となる竣工検査等に要する経費については翌年度の予算から支出しなければその事業が完了できなくなる。この翌年度予算の工事諸費は、翌年度の事業の遂行のため必要な関連経費として予算に予定したものである。仮に、当該関連経費の一切を前年度からの繰越し事業のために使用するとした場合、当該年度の事業の遂行に支障を及ぼすことになる。このように予算の内容からして、事業費が繰越しとなれば、関連経費を繰り越さないと不合理な予算執行となるため、関連経費も繰り越すのが予算の仕組みからして自然なものである。

(2) なお、法令上特に事業費を繰り越した場合に関連経費も必ず繰り越すこととする明文上の規定はないが、財政法第42条ただし書による事故繰越しにあつては、その繰越しの要件の一つとして「支出負担行為済」であることとされているのに対して敢えて例外を設け、支出負担行為に係る工事その他の事業の遂行上の必要に基づきこれに関連して支出を要する経費の金額については、支出負担行為済でなくとも繰越しできることとされている。これは(1)の理由によるものであって事業費の繰越しに伴って必要な関連経費の繰越しを予定しているものであるといえる。

18. 翌年度にわたる債務負担及びその承認手続の時期

Q42：繰越明許費となっている経費について、翌年度にわたる債務負担をする場合には財務大臣又は財務局長等の承認を経ることとなっているが、「翌年度にわたる債務負担の承認要求書」はいつ、財務大臣等に送付するのか。

A： (1) 支出負担行為後の場合は、年度内に支出を完了しないことが判明した後で翌年度にわたる（変更）契約を行う前に速やかに送付し、

(2) 支出負担行為前の場合は、支出負担行為をしようとする前に送付する（入札公告前に財務大臣等の承認を経ていることが適切である。）。

「翌年度にわたる債務負担の承認要求書」の提出時期については、次の二つの場合が考えられる。

その一つは繰越明許費となっている経費について年度内に支出できるものとして契約等の支出負担行為をした後、何らかの事由（この事由は明許繰越しができる事由に該当していることが必要である。）によって年度内に支出を完了することができない見込みの場合であり、他の一つは繰越明許費となっている経費について支出負担行為をする段階において既に年度内に支出を完了することができない見込みである場合である。

前者の場合においては、契約等の支出負担行為をした後、事務事業の進捗の途中で支出を完了しないことが判明した時に翌年度にわたる債務負担の承認要求書を財務大臣等に送付し、その承認を経た後、完了予定日の延長(変更)等のための契約変更をすることとなる。

また、後者の場合においては、実際に契約等の支出負担行為をする以前に翌年度にわたる債務負担の承認要求書を財務大臣等に送付し、その承認を経た後、契約等を行うこととなる。

Q43：庁舎の新築工事(請負)を7月に契約し、年度内に完成の予定であったところ、9月の暴風雨により現場が被災(工作機械の損傷、建設用地の崩壊等)したため、工期を3ヶ月程延長せざるを得なくなつたが、当該請負契約と繰越し等の手続はどうすればよいか。なお、本経費は、繰越明許費となっている。

A： 本経費は、繰越明許費であるから、財政法第43条の3の規定によって、翌債について財務大臣又は財務局長等の承認を経た上で当初の請負契約を翌年度にまたがる契約に更改（完成工期を翌年度とするなど）する。

当初の契約の際、明らかに翌年度にわたることが予測される場合はもちろん、当初は年度内に工事が完成するものとして契約したが、工事中の不測の事情によって当該年度内に完成しないことが早期に判明した場合は、必ず翌債について財務大臣等の承認を経てから契約更改等(完成予定期間の延長)を行うのが正しい手続である。

次に、財務大臣等の承認の要件として、当該請負工事契約の内容が適正なものであるということはもちろんあるが、工期を翌年度に延長せざるを得なくなつた事由が、繰越明許費要求書に掲記されている事由（気象の関係等）に該当することが必要である。これは、繰越明許費に係る歳出予算を翌年度に繰越しをする

場合には、繰越明許費要求書に掲げられた事由に該当する場合にはじめて繰越しができるのであるから、この支出と裏腹の関係になっている契約も、この繰越しできる場合の事由と同様な事由があつてはじめて翌年度にまたがる契約ができることになるからである。

Q44：当初契約の工期は3月31日までであったが、年度末近くになって工事完成が翌年度の4月1日以降に遅延することになった。この場合、前年度中に契約を更改し、契約期間を翌年度に延長したいが、翌債手続が必要か。

A：一般的には、財政法第43条の3の規定に該当し、翌債手続が必要である。
 工事の完成及び国への引き渡しが3月31日であった契約について、その完成、引渡し、検収などが翌年度4月1日以降にずれ込む場合には契約の更改（工期の延長）の手続をとることとなる。同時履行の原則によって代金の支払期日も当然4月1日以降となりその手続を年度内に行うこととなれば4月1日以降は翌年度であり、しかもそのことが早期に明らかな場合には、一般的に翌年度にわたる債務負担の手続を必要とする。しかし、工事の完成が翌年度になることが年度末近くになって判明するような場合には、そこから承認手続を行ったとしても、その手続が終了するのは翌年度になってしまふことが多い、翌債として意味がなくなることから、このような場合には単に繰越しの手続をとり、翌年度へ歳出予算を繰り越して変更契約等を行うこととなる。

なお、この場合、当該契約にかかる予算が繰越明許費として指定されており、繰越事由が繰越明許費要求書に掲げられている事由に該当することが必要である。

Q45：年度当初に計画されていなかった事業について、地元団体の強い要請により本年度に繰り上げて施行せざるを得なくなったが、施行決定時点で工期が翌年度にわたることが確実視される場合、「計画に関する諸条件」で翌債承認が可能か。

A：地元団体の強い要請により繰上げ施行ということでは、翌債を承認することはできない。

- (1) 歳出予算は、その年度内に債務負担を行い、支出を完了することを前提としたものであり、予算執行の過程において、何らかの事由によって翌年度にわたり債務を負担する必要が生じた場合、財務大臣の承認を経て債務負担を行えるものである。
- (2) したがって、実施計画が遅れたことが、国会の議決を経た繰越明許費の事由に該当するのであれば翌債は可能であるが、事例のような事由による実施計画の遅れは繰越明許費の事由に該当しない。

19. 既承認の翌年度にわたる債務負担の翌年度分の増額又は変更等の手続

Q 46：繰越明許費となっている経費の翌年度にわたる債務負担について、財務大臣の承認を経て債務を負担する段階になったが、実際に契約しようとする金額が財務大臣の承認を経た金額を超過することになった。この場合には、その超過した金額について更に財務大臣の承認を必要とするか。財務大臣の承認を経た金額は1,700万円で、契約しようとする金額は1,900万円である。

また、この場合、債務負担後で増額契約を必要とするような場合であればどうすればよいか。

A：財務大臣の承認を経るため翌年度にわたる債務負担額の追加変更申請手続をとることが必要。

- (1) 繰越明許費となっている経費について翌年度にわたる債務負担をしようとする場合、財務大臣等の承認を必要とし、その承認のあった金額の範囲内において、債務負担ができることとなっている。したがってこの事例の場合のように、財務大臣等の承認があった金額が1,700万円であれば、この金額の範囲内においてのみ契約ができることとなる。ところが、実際に契約しようとする金額が1,900万円であるならば、財務大臣等の承認額を200万円超過することとなり、この超過した金額については、財務大臣等の承認を経ていないので、当該契約をすることはできない。したがって、この超過した金額については改めて財務大臣等の承認を経なければならないこととなる。この場合の手続としては、先に承認された翌年度にわたる債務負担の追加(変更)申請として手続をするのが通例である。
- (2) 具体的な手続で新規申請と異なる点は、翌債承認要求書に当該増額及びその増加を必要とする理由を記載するとともに、既承認に係る翌年度にわたる債務負担を必要とする額及び支出見込額内訳の金額を各欄にかっこ外書で上段に付記し、承認要求書の右上方に「変更の分」と記載することとされている。
- (3) 次に、債務負担後の増額の場合はどうするのかという点であるが、前述のように本来財務大臣等の承認を経ずに債務負担を行うことはできないので契約後、計画変更等により増額の必要が生じた場合には、(1)と同様の手続をとったうえで変更契約を行うこととなる。

20. 既承認の翌債の経費について、契約等をしなかった場合の手続

Q47：ある事業費に係る翌年度にわたる債務負担について財務大臣等の承認を経たが、その後の事情で年度内にその全部について債務負担を行うことができなかつた。しかし、この予算は翌年度に繰越しを必要とする。どうすればよいか。

A：当該予算については、翌債承認に係る経費の繰越しの特例が適用されない。翌年度への繰越し使用について、改めて明許繰越しについて財務大臣等の承認を経ることが必要である。

- (1) 翌債について財務大臣等の承認を経た経費について明許繰越しをしようとする場合において、その繰越しが
 - ① 翌年度にわたって支出すべき債務の負担が財務大臣等の承認に従って行われており、かつ、財務大臣等の承認を経た事項及び事由によるものであるとともに、
 - ② 繰越予定額が、当該承認を経た翌年度支出予定額の範囲内である場合には、その経費に係る明許繰越しについては、翌債の承認をもって財務大臣等の承認があったものとして処理して差し支えないこととなっている。
- (2) しかし、この事例では、年度内に翌債の承認を経た事業費予算の全部について債務負担を行わなかつたものであり、前述の①の「債務の負担が財務大臣等の承認に従って行われていない」ので、改めて、翌年度へ繰越しのための繰越計算書を作成し、財務大臣等に送付しその承認を経なければ、翌年度に繰り越して使用することはできない。

Q48：ある事業費について財務大臣等に翌債の承認を経たが、契約に当たり、その一部は事情があつて年度内に債務負担を行うことができなくなった。翌年度に繰り越して使用することとしたいが、この経費は翌年度にそのまま繰り越せるか、それとも不用となるのか。

A：当該経費の一部（債務負担を行うことができなくなった部分）については、翌債承認に係る経費の繰越しの特例が適用されない。

したがつて、当該経費の一部について不用とせず翌年度に繰り越して使用することが必要であれば、改めて明許繰越しについて財務大臣等の承認を経ることが必要である。この事例では、予算の一部については、契約することができなかつたのであるから、その一部については特例措置の要件「翌年度にわたって支出すべき債務の負担が行われており」に該当しないため、前記特例の適用を受けることができない。

なお、当該経費の一部について明許繰越しをしようとする場合は、翌債の承認を経た事項と同様の事項名で、当該経費の全体について繰越計算書を作成し、財務大臣等に送付しその承認を経ることが必要である。

21. 繰越明許費に係る翌年度にわたる債務の負担と明許繰越しの関係

Q49：繰越明許費に係る翌年度にわたる債務の負担（以下「翌債」という。）と明許繰越しの関係如何。また、翌債について財務大臣の承認を経たが実行の段階で翌債に係る繰越予定額が翌債承認の際掲げた「翌年度支出見込額」と異なった場合、どのような処理をすればよいか。なお、翌債額は財務大臣承認額の範囲内である。

A： (1) 翌債と明許繰越しの関係

翌債の制度と繰越明許費の繰越し制度とは、相関連はしているが、制度的にその本質を異にする。すなわち、翌債は繰越明許費について一定制限のもとに翌年度にわたって支出すべき債務を負担する権能のみを付与する制度であり、繰越明許費の繰越しは、会計年度独立の原則（財政法第12条）の特例として一定制限のもとに歳出予算の経費の金額を翌年度に繰り越して使用できる権能を付与する制度で、規定的にもそれぞれ別個に設けられている（財政法第43条の3…翌債制度、財政法第14条の3・第43条…繰越明許費の繰越し制度）。

したがって、翌債又は明許繰越しをしようとする場合は、それぞれ別個に財務大臣の承認を経る必要があるものであるが、翌債の承認を経た経費に係る明許繰越しについては、翌債の承認要求書の内容に「翌年度支出見込額」が掲げられ、当該翌債に係る繰越予定額が分かっているため、昭和38年度以降、事務簡素化の見地から、その繰越しが、(イ) 翌年度にわたって支出すべき債務の負担が財務大臣の承認を経たところに従って行われており、かつ財務大臣の承認を経た事項及び事由によるものであり、(ロ) 繰越予定額が、翌年度にわたって支出すべき債務の負担について財務大臣の承認を経た際の承認要求書に記載されている翌年度所属として支出すべき金額（予決令第25条の5第1項第3号に掲げる額）の範囲内である場合においては、その経費については、財政法第43条第1項に規定する財務大臣の承認があったものとして各省各庁の長限りで処理して差し支えないとされている（平成10年9月22日付蔵計第2355号「歳出予算の繰越しをする場合及び繰越明許費の金額について翌年度にわたって支出すべき債務を負担する場合の手続について」の第3の1参照）。

(2) 翌債に係る繰越予定額が翌債承認の際掲げた「翌年度支出見込額」と異なった場合の処理

繰越予定額が実行の段階で異なる場合として、次の二つが考えられる。その一つは事業が予定より進捗したため、翌債承認の際予定した「翌年度支出見込額」が少なくなる場合であり、他の一つは、前者とは反対に事業が予定どおり進捗しなかったため、「翌年度支出見込額」が当初予定より多くなる場合である。

前者の場合（繰越予定額が当初予定より少くなる場合）は、財政法第43条第1項の規定による財務大臣の承認があったものとして各省各庁の長限りで繰り越すことができることとされている。

また、後者の場合は、繰越予定額が翌債承認の際の「翌年度支出見込額」を超えることとなるので特例繰越しはできない。したがって、この場合の当該翌債に係る経費の繰越しについては、改めて財政法第43条第1項の規定に基づき、繰越明許費の繰越しとして、財務大臣の承認を経る必要がある。

（参考）翌債承認後に金額変更（事項単位）があった場合の手続

翌年度にわたる債務負担を必要とする額	左の額の支出見込額内訳		手 続
	本年度分	翌年度分	
増	増減とも	増減とも	翌債の追加（変更）申請
減	減	増	翌年度分を明許繰越しとして新たに申請
	増減とも	減	不要 (但し、減額分を不用額とせずに翌年度に支出負担行為を行う場合は、その経費全体について改めて明許繰越しとして申請)
不变	増	減	不要
	減	増	翌年度分を明許繰越しとして新たに申請
皆減	皆減	皆減	不要 (但し、減額分を不用額とせずに翌年度に支出負担行為を行う場合は、その経費は明許繰越しとして別途申請)

Q50：補助事業の翌債承認に当たり、関連する事務費（関連経費）については翌年度にわたる債務負担は行わないが、本工事の出来高比率により本工事に含めて同じように翌債承認は可能か。

A： 翌債承認と繰越承認は全く別の制度であり、関連経費については、翌年度にわたる債務負担は行われないのであるから、別途繰越承認を経る必要がある。

関連経費の繰越しについては法令上特に明文はないが、財政法第42条ただし書（事故繰越し）で関連経費の繰越しを認めており、また、明許繰越しであっても関連経費の繰越しは予算の仕組からして自然なものである（ただし、繰越明許費として国会の承認を経たものであることはいうまでもない。）。しかしながら、翌債の場合は、「翌年度にわたって支出すべき債務を負担する行為」を承認するものであって、歳出予算の繰越しまで承認したものではない

よって、翌年度にわたる債務負担の行われない関連経費については、支出負担行為の問題から翌債制度に馴染まないものであり、別途歳出予算の繰越しのみの承認が必要である。

22. 繰越手続簡素化関係

Q51：平成22年1月の繰越事務手続の簡素化の内容如何。

また、どのような理由で行ったのか。

A： 当該繰越事務手続の簡素化については、

具体的には、明許繰越し及び翌債の承認申請手続において、

① 申請書類について、繰越し理由を定型化するなど、必要最低限の事項を記載する様式のみに限定

※ 申請書類 ⇒ 繰越計算書、箇所別調書及び理由書、審査表

② 添付資料（事業概要、図面、工程表、契約書など）の撤廃

③ 財務局等によるヒアリング（繰越し理由等）の省略
等の簡素化を実施したもの。

繰越事務については、その手続に過重な負担がかかるとして、各府省や地方公共団体から事務手続の効率化が求められていたところであり、これらの簡素化の取組みは、現場での繰越手続等が非効率を招かないようにする観点から実施したものである。

23. 岁出予算の繰越しに係る事後検証関係

Q52：事業の目的の範囲の判断は、具体的にはどのように考えればよいのか。

A： 繰り越した歳出予算の執行は、繰越承認時の目的に沿った執行を行う必要があり、繰越承認時において箇所別調書及び理由書に記載のある事務・事業、箇所等以外に経費を充当することは、繰り越した予算の内容に沿ったものとは言えない。

このため、繰越承認の単位である「事項」を超えた執行は、一部の公共事業を除き、原則として、認められない。

※ 公共事業（歳出予算における主要経費分類が公共事業関係費とされている事業に限る。）に係る経費であって、繰越承認時とは異なる事項に経費を充当することが必ずしも繰り越した目的を逸脱しているとまではいえないと考えられるもの。

⇒ 法令等により定められた事業計画に基づく事業において、一定の分割可能な単位（事業範囲）によって構成された区分で繰越承認を受けているものではあるが、同計画における施設等の区分であって、同計画の目的に沿ったものであると認められるもの。

具体的には、次の3つの要件の全てを満たしているもの。

- ① 当該事業の実施が法令等により定められた事業計画に基づくものであること。
- ② 当該事業に係る支出負担行為が予算措置年度内に行うことができなかつたものであること。
- ③ 当該事業の執行（進捗）管理が上記事業計画における施設等の区分単位で未執行分も含め適切に把握されており、かつ、その資料が保存されていること。